

三芳町介護保険利用者負担助成事業実施要綱

平成28年三芳町告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定居宅サービス等を利用する低所得者に対して、利用者負担金の一部を助成することにより利用者の負担額を軽減し、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「利用者負担金」とは、法第40条第1号から第4号及び法第52条第1号から第4号に定めるサービス費、法第115条の45第1項第1号イ及びロに定めるサービス費で利用者が負担する金額をいう。ただし、次に掲げる費用は除く。

- (1) 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費区分支給限度基準額を超えた費用
- (2) 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費
- (3) 法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費
- (4) 三芳町社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する助成要綱(平成13年三芳町告示第32号)に基づく軽減を受けた介護サービス費等
- (5) 三芳町訪問介護利用者負担額交付要綱(平成12年三芳町告示第30号)の規定による補助金に基づく軽減を受けた介護サービス費

(対象サービス)

第3条 助成の対象となるサービスは、法第8条第1項に規定する居宅サービス及び法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。ただし、特定福祉用具販売、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定介護予防福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除いたものとする。

(対象者)

第4条 助成の対象となる者は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条第1項第1号から第3号までに掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者を除く。)で前条に規定するサービスを利用しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第64条から第69条までに定める保険給付の制限等を受けている者には、助成金を支給しない。

3 前2項の規定は、法第9条に規定する第2号被保険者で介護サービスを利用するものについて準用する。

(助成額)

第5条 対象者に対する助成額は、利用者負担額の4分の1に相当する額とする。

2 第2条第2号及び第3号に規定する高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)が支給される前に、前項の規定による利用者負担額に係る支給の額が支払われた場合で、その支給の額について、高額介護サービス費等の規定を適用した後の利用者負担額に係る支給の額と差額が生じるときは、その差額を返還させることができる。

3 同条第1項及び第2項の算定額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護サービス利用者負担助成金支給申請書(別記様式)により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、利用月ごとに行うものとする。

(支給)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査の上、支給を決定し、

介護保険利用者負担助成金を当該申請者に支給するものとする。この場合において、死亡等の理由により当該申請者に支給することができないときは、町長が定める者に支給するものとする。

(返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第88号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。